

対象製品 ThinLEDs直管形LEDランプ全機種

このたびはThinLEDsシリーズ直管形LEDランプをお買い上げいただきまして誠にありがとうございました。
製品を正しく安全にお使いいただくために本説明書をよくお読みください。

- 従来の蛍光灯器具を配線変更することなく、本製品は使用できません。
- 配線を変更する場合は電気工事士の資格が必要です。
- 取付は販売店もしくは電気工事店に依頼してください。

安全上のご注意

施工上のご注意

 施工が終了しましたら、本説明書はお客様に必ずお渡しください。

警告

「死亡または重傷を負うおそれがある」内容です。

- ThinLEDs直管形LEDランプは、灯具の配線変更が必要です。配線を変更する場合は、本説明書に従い確実に行ってください。施工に不備があると、火災・感電・落下によるケガの原因となります。
- 配線変更時およびランプの取り付け・取り外し時は必ず電源を切って下さい。感電の原因となります。
- 本製品は灯具口金に確実に取り付けして下さい。取り付けに不備があると、製品落下の原因となります。
- 本製品を改造することはおやめください。製品落下、感電、火災の原因となります。



注意

「軽傷を負う、または財産に損害を受けるおそれがある」内容です。

- ThinLEDs直管形LEDランプは、屋内専用で0～40℃の範囲で使用するように設計してあります。高温で使用しますと劣化の原因となります。
- 製品に表示された電源電圧以外で使用しないで下さい。製品の故障、短寿命、火災の原因となります。
- 本製品は調光器との併用はできません。誤って使用しますと火災の原因となります。
- 紙や布などで覆ったり、燃えやすい物に近づけないでください。火災の原因となります。
- 本製品をガスレンジなどの温度の高くなる物の上に取り付けしないで下さい。製品の故障、火災の原因となります。

使用上のご注意

 お客様はお読みになったあと、本説明書を必ず保管してください。

警告

「死亡または重傷を負うおそれがある」内容です。

- ThinLEDs直管形LEDランプを改造しないで下さい。火災・感電・落下の原因となります。
- 煙が出たり異臭がしたら、すぐに電源をお切り下さい。火災・感電の原因となります。
- 本製品の交換やお手入れの際は、必ず電源をお切り下さい。感電の原因となります。
- 器具口金に確実に取り付けして下さい。落下、ケガの原因となります。
- 異常を感じたら速やかに電源をお切りになり、販売店もしくは電気工事店にご相談下さい。



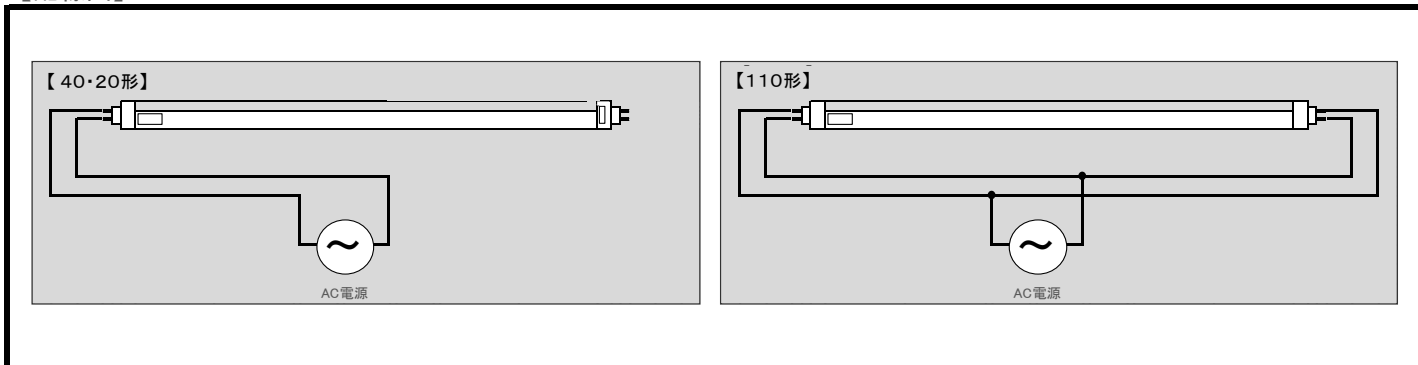
注意

「軽傷を負う、または財産に損害を受けるおそれがある」内容です。

- ThinLEDs直管形LEDランプを清掃する際は、口金端子には、水、洗剤、薬品などは使用しないで下さい。部品の劣化や、感電の原因となります。
- ランプの交換の際は、本体または灯具に表示された機種を使用して下さい。指定機種以外のランプを使用すると、火災、不点灯の原因となります。
- 安全に使用していただくために、定期的に電気工事店などの点検を受けられることをお勧めします。

■ 取付方法

【配線図】



【配線工事】

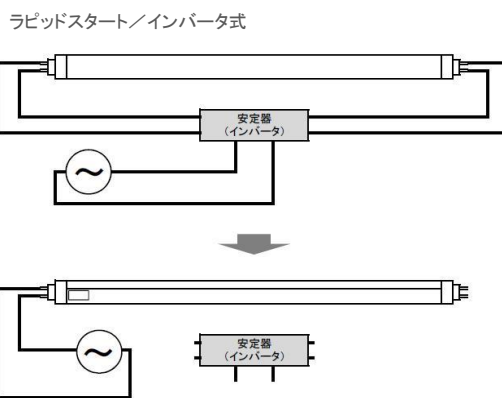
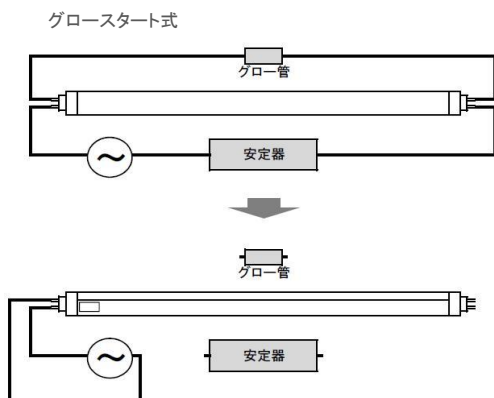
- 手順1. 蛍光灯灯具の電源がOFFであることを確認下さい。
- 手順2. 蛍光灯および蛍光灯灯具のカバーを取り外して下さい。
- 手順3. 使用されている安定器タイプ(またはインバータ)を確認し、配線を切り離して下さい。
グローランプがついている場合は、安全のため必ず取り外して下さい。
- 手順4. 電源線を蛍光灯の取付け端子から出ている配線と接続して下さい。
- 手順5. カバーを元に戻し、LEDランプを取り付けて下さい。
- 手順6. 電源をONにし、点灯することを確認して下さい。

* 電線切断部は絶縁スリーブ等で絶縁してください。

LEDランプ用に配線変更を施した器具である表示として、下記ラベルを器具の電源供給側に貼付けてください。



(参考図) (40・20形)



■ 保証について

保証期間は商品お買い上げ日より1年間です。

■ 保証の免責事項

保証期間内でも次の場合には原則として免責とさせていただきます。

- (1) 使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷
- (2) お買い上げ後の取付場所移設、輸送、落下などによる故障および損傷
- (3) 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数)などによる故障および損傷
- (4) 取付時の不備に起因する故障や不具合
- (5) 法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障および損傷
- (6) 日本国内以外での使用による故障および損傷
- (7) 照明器具の故障や不具合による場合

■ 修理を依頼されるときは

- (1) 修理を依頼される時、保証期間中はお買い上げ日を特定できるものを添えて、お買い上げの販売店(工事店)までお申し出下さい。
- (2) 保証期間を過ぎているときは、お買い上げの販売店(工事店)にご相談ください。
- (3) 修理に関するご相談は、お買い上げの販売店(工事店)にお問い合わせください。その際は商品の型名、お買い上げ時期をお知らせ下さい。

販売店(工事店)

170223

新光電装株式会社
本社 営業部

〒763-0084 香川県丸亀市飯野町東二1486番地

新光電装株式会社